

人手不足対策のために 女性の活躍推進に取り組みませんか？

優秀な人材の確保や職場定着を図るために、これまでの「働き方」の見直しが課題となっています。女性が働きやすい魅力ある職場づくりは「働き方改革」の一番の近道です。

中小企業におかれましても、女性活躍推進法に基づき、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析 ②行動計画の策定・社内周知・公表ならびに女性の活躍に関する情報公表 ③行動計画を策定した旨の届出 に取り組んでみませんか。

注：女性活躍推進法では、常時雇用する労働者※が300人以下の中小企業については、行動計画に策定、届出、情報公表等が努力義務となっています。

※パートや契約社員であっても、期間の定めなく雇用されている者、1年以上継続して雇用されている者、1年以上継続して雇用される見込みの者も含まれます。

①自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

②-1 行動計画の策定、社内周知、公表

①で分析した課題に基づき、**目標を定め、目標を達成するための具体的な取組内容の決定を行い、行動計画として策定し、労働者へ周知、外部に公表**しましょう。

②-2 女性の活躍に関する情報の公表

自社の**女性の活躍に関する状況**について公表する情報を選択し、求職者が簡単に閲覧できるように**公表**しましょう。

※公表方法については裏面をご覧ください。

③行動計画を策定した旨の届出

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ届出してください。

→定期的に数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況を**点検**しましょう。

株式会社A 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性技術者を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、以下の行動計画を策定する。

1. 行動計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日
2. 当社の課題
(1) 技術職に女性の応募が少ない。
(2) 女性の大半が事務職で総務部に配置され、配置先が偏っている。

3. 目標と取組内容・実施時期
目標1：技術職の女性採用者数を取組前より2人以上増加させ、技術職の採用者の女性比率を30%以上にする。

<取組内容>

- ・平成30年4月～
技術職の女性を増やすため、学生向けパンフレットを作成する。
- ・平成30年5月～
女子学生を対象とした現場見学会を毎年開催する。
- ・平成30年11月～
理系大学・高専での学生向け説明会を実施。

目標2：これまで女性がいなかった現場事務所3カ所に、技術系の女性を各1名以上配置する。

<取組内容>

- ・平成30年7月～
現場長ヒアリングにより、女性を配属する上での課題を把握。
- ・平成30年1月～
配属予定者の選定と、研修カリキュラムの検討。
- ・平成31年10月～
安全具の購入、現場研修を兼ねての仮配置。定期的にフォロー等を行う。
- ・平成32年4月～
本配置、定期的にフォロー・上司を含めたヒアリングの実施。

中小企業の女性活躍への取組をサポートします！

女性活躍推進分野における企業支援の専門家である『女性活躍推進アドバイザー』が女性活躍推進法に基づく課題分析、行動計画策定、認定取得等について**無料**できめ細やかに支援します。

お気軽に下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

女性活躍推進センター 東京事務局
一般財団法人女性労働協会

【TEL】03-3456-4412 【FAX】03-6809-4472
【mail】suishin@jaaww.or.jp

「女性の活躍推進企業データベース」をご利用ください

厚生労働省では、各企業の女性活躍推進法に基づく行動計画や情報公表を掲載するツールとして「女性の活躍推進企業データベース」を運営しています。平成29年12月からスマートフォン版に変更し、就活生をはじめとした求職者のアクセスが多数見込まれますので、ぜひ登録・公表をお願いします。



法で定められている年1回のデータ更新をメールでお知らせ！
忘れずに更新できて安心です。

データベースを利用するメリット

- 取組状況を就活生や消費者、投資家にアピールすることができイメージアップにつながります。
- 採用活動におけるアピールポイントになり優秀な人材の確保につながります。

データベース登録企業からの声

- データベースを見た女子学生からの応募が増え、優秀な人材を採用できた。
- 掲載したことで取引先への、イメージアップにつながった。
- 採用活動におけるアピールポイントになっている。

計画目標を達成したら

両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）をご利用いただけます！

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

Aコース及び管理職加算については中小企業のみが対象となっています。

支給額：各コース1企業1回限り	中小企業	中小企業以外
【加速化Aコース】※取組目標達成時	28.5万円<36万円>	—
【加速化Nコース】※数値目標達成時	28.5万円<36万円>	—
女性管理職比率が15%以上(※)に上昇	47.5万円<60万円>	28.5万円<36万円>

<>の金額は生産性要件を満たした場合の金額です。

(※) 大企業産業別基準値以上の場合となります

<お問い合わせ先>

和歌山労働局 雇用環境・均等室

〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階

【TEL】073-488-1170 【FAX】073-475-0114 【受付時間】平日8:30~17:15

女性活躍推進法等の詳細は、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。

